

令和 7 年 3 月
大竹市議会定例会（第 1 回）議事日程

令和 7 年 3 月 11 日 10 時開議

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 1 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理について	(原案可決)
第 3	議案第 1 3 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関 係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及 び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理について	(原案可決)
第 4	議案第 1 6 号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について	(原案可決)
第 5	議案第 1 7 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正 について	(原案可決)
第 6	議案第 2 6 号	大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第 7	議案第 2 7 号	大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について	(原案可決)
第 8	議案第 2 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	(原案可決)
第 9	議案第 3 1 号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第 1 0	議案第 3 2 号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に ついて	(原案可決)
第 1 1	議案第 3 4 号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定に ついて	(原案可決)
第 1 2	議案第 3 6 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）	(原案可決)
第 1 3	議案第 1 4 号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関 する法律施行令の一部を改正する政令の施行に 伴う関係条例の整理について	(原案可決)
第 1 4	議案第 1 8 号	大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正 について	(原案可決)
第 1 5	議案第 1 9 号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)
第 1 6	議案第 2 0 号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について	(原案可決)
第 1 7	議案第 2 1 号	大竹市こども医療費助成条例の一部改正につい	(原案可決)

総 務 文 教

	て	
第 1 8	議案第 2 2 号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第 1 9	議案第 2 3 号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	(原案可決)
第 2 0	議案第 2 4 号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守す べき基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)
第 2 1	議案第 2 5 号 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正 について	(原案可決)
第 2 2	議案第 2 9 号 介護報酬返還金に係る債権の放棄について	(原案可決)
第 2 3	議案第 3 0 号 工事施行協定の締結について	(原案可決)
第 2 4	議案第 3 3 号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について	(原案可決)
第 2 5	議案第 3 5 号 市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)
第 2 6	議案第 3 7 号 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予 算 (第 3 号)	(原案可決)
第 2 7	議案第 3 8 号 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	(原案可決)
第 2 8	議案第 3 9 号 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正 予算 (第 3 号)	(原案可決)
第 2 9	議案第 4 0 号 令和 6 年度大竹市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	(原案可決)
第 3 0	議案第 4 1 号 大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一 部改正について	即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 2 号から日程第 1 2 議案第 3 6 号 (報告・表決)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号から日程第 2 9 議案第 4 0 号 (報告・討論・表決)
- 日程第 3 0 議案第 4 1 号 (説明・表決)

○出席議員 (1 4 人)

1 番	北 地 範 久	2 番	中 野 友 博
3 番	豊 川 和 也	4 番	山 代 英 資
5 番	岡 和 明	6 番	小 出 哲 義
7 番	末 広 天 佑	8 番	藤 川 和 弘
9 番	中 川 智 之	1 0 番	小 田 上 尚 典
1 2 番	山 崎 年 一	1 3 番	日 域 究
1 4 番	細 川 雅 子	1 5 番	寺 岡 公 章

○欠席議員 (1 人)

1 1 番	西 村 一 啓
-------	---------

○説明のため出席した者

市 長
副 市 長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長 兼 予 防 課 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
参 事 兼 土 木 課 長

入 山 欣 郎
太 田 勲 男
小 西 啓 二
三 原 尚 美
佐 伯 和 規
中 村 一 誠
山 本 茂 広
古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
中 司 和 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
丸 小 真

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～○～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員を指名いたします。

～～～～～～○～～～～～～

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第16号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第26号 大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第27号 大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第32号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

議案第34号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

議案第36号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

○議長（北地範久） 日程第2、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、日程第12、議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）に至る11件を一括して議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和7年3月3日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第12号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	原 案 可 決

議案第13号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	原 案 可 決
議案第16号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
議案第17号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	原 案 可 決
議案第26号	大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
議案第27号	大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について	原 案 可 決
議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原 案 可 決
議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	原 案 可 決
議案第32号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決
議案第34号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について	原 案 可 決
議案第36号	令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）	原 案 可 決

令和7年3月3日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、3月3日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託をいただきました議案11件につきまして、同日委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査の経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第26号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の条例改正では、消防団員の処遇改善を図ることを目的として、5年以上勤務して退職した消防団員に支払う退職報償金の勤務年数

区分に新たに35年以上区分を追加するとあるが、処遇改善が目的であれば5年未満や45年以上などの区分も必要と考えるが、勤務年数を拡大する考えについて伺う」との質疑に対しまして、「今回の条例改正については、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点によるものである。根拠法である消防組織法第25条の趣旨としても、非常勤の消防団員が永年勤続して退職した場合に、その労苦のために支給されるものである。勤務年数の上限・下限の拡大についてはこれまでも何度か改正された経緯があり、現在の区分に至っている。本市の消防団員退職報償金支給対象とする勤務年数については国においても慎重に検討されていることから、国の改正に準拠しつつ、消防団の処遇改善につながることを全般については、引き続き国及び近隣自治体の動向を見極めながら適切に対処したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止についてでございますが、本件では、「平成22年度以降から利用実績がないとのことだが、貴重な資料も多くあり、条例廃止後の管理について伺う。また、貴重な映像資料の公開について伺う」との質疑に対しまして、「視聴覚ライブラリーのアナログの資料については、市が制作したビデオテープなどはDVDにしており、今後は図書館での活用方法を検討している。また、戦後の引揚げの記録映像については毎年8月に総合市民会館のロビーで公開している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、本件では、「第1条関係で期末手当を支給しない場合と支給を差し止める場合の基準があるが、仮に支給を差し止める場合は刑が確定するまで長い期間を要する場合が多くあると考えられる。その場合の期末手当の措置について伺う」との質疑に対しまして、「地方公務員法第16条において地方公務員の欠格条項が規定されており、禁錮以上の刑に処せられた場合は地方公務員は免職となる。そのため、禁錮以上の刑に処せられた場合や刑事事件で起訴されるなど将来的に禁錮以上の刑に処せられる可能性がある場合には期末手当を支給しない、あるいは一時差止め措置を行う。刑が確定するまでは差止めになるため、本人に手当を支給することではなく、差止めをした年度の予算執行については執行残や減額補正で対応することになる。禁錮以上の刑が確定した場合は本人へ手当を支給することはない。禁錮以上の刑に処せられなかった場合は遡って本人に手当を支給することになるため、当該年度の予算で措置することになる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「条例の中に（勤務環境の整備に関する措置）第15条の4があり、第1号職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、第2号介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、第3号その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置とあるが、今後の具体的な計画について伺う」との質疑に対しまして、「まず、第1号の研修の実施については、今回の改正を契機に今後どのような方法が効果的であるか研究したいと考えている。次に、第2号の相談体制の整備については、現在職員の育児・介護のための両立支援制度の手引を作成しており、庁内ネットワークに掲載し職員に周知している。総務課職員秘書係が相談窓口になっている。最後に、第3号のその他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置については、産前休暇・育児休業・部分休業・介護休暇などの取得予定について職員から総務課職員秘書係に報告するとともに上司にも情報共有をしており、職場の支援体制の整備に努めている。今回の条例改正では国家公務員や民間事業者も同様の措置をしていくため、本市においても引き続き仕事と育児・介護の両立支援ができるように、よりよい環境づくりに努めたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「給与全体で考えたときに今回の改正によって給与が減額になる職員がいるのか伺う」との質疑に対しまして、「給与全体で考えた場合は、地域手当があるため給与が減額になる職員はいないと想定している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第13号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、本件では、「総合整備計画書の中に、老朽化が著しいマロンの里交流館の修繕等を行うことにより地域における農林水産物等地域資源の商品化及び観光客の誘致を図るとあるが、具体的な内容について伺う」との質疑に対しまして、「まず、修繕等の内容については、電源設備の更新、雨漏り対策のための交流館及びレストランの屋根の更新、トイレの改修、照明のLED化などが主な内容である。次に、地域資源の商品化については、平成30年から3年間で国の交付金を活用して栗のお菓子の販売をしている。現在に至るまでいろいろな新商品を出して販売を行い、お菓子の売上げは直売所全体で4分の1を占め

ている。その他の資源を活用した商品については現在のところ案がない状況であるが、マロンの里を活性化させる任意団体とともに、何かできないかという視点を大切にしていきたいと思います。最後に、観光客の誘致については、現在のマロンの里は市内外から地域の新鮮な野菜やお菓子を求めて、ドライブやツーリングなどで立ち寄っていただいている。今後も地域食材の直売所やレストランを活用して、観光客の誘致に努めたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「指定期間が1年間である理由について伺う。また、指定管理者がひろしま農業協同組合である理由について伺う」との質疑に対しまして、「本市としては、長期の指定管理期間という形で協議を進めていたが、現在の指定管理者より1年間の業績を見極めて判断したいとの意向が強いため、指定管理期間は1年間となっている。今後も大竹市としては指定管理期間は長期で行っていただけるよう、協議を続けていきたいと考えている。

また、指定管理者については公募での民間事業者の指定も研究を進めているが、マロンの里は都市と農村の交流拠点として管理・運営を行う必要があり、地元の農産物の販売やイベントの開催については地元の協力を得ながら行っている。一般的な民間事業者は利益がないと運営を撤退することも考えられ、地元の農産物も利益優先で売れる商品のみ取り扱う可能性がある。マロンの里は地域の農業者と密接な関係があり、間に入って対応ができる地域振興の活動をしている団体はひろしま農業協同組合しかいないため、指定管理者として指定をしたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、まず、「かき殻一時堆積場の設置目的及び効果について伺う」との質疑に対しまして、「設置目的については、漁業者の経営の安定及び環境整備を図るために設置している。効果については、かき殻は再利用ができるため、かき養殖業者がまとめてかき殻一時堆積場を使用することで1か所にまとめて集められ、回収業者が回収しやすくなり、水産振興に効果がある。また、かき殻は水から出ると臭いがひどくなり、海中のかき殻一時堆積場で管理することにより環境面でも効果がある」との答弁がございました。

次に、「阿多田かき殻一時堆積場の改修維持費について伺う」との質疑に対しまして、「阿多田かき殻一時堆積場の維持費については指定管理料を支払っていないため、各かき養殖業者からの使用料を収入にして補修をしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）でございますが、

本件では、まず、「歳入の市税が増額した理由について伺う」との質疑に対しまして、「市税の内訳では、個人市民税が3,680万円、法人市民税が9,000万円、固定資産税が1億900万円、都市計画税が200万円増額した。それぞれ税目単位での増加要因としては、まず、個人市民税については令和5年度と令和6年度を比較した場合、市の人口は減少しているのに対して納税義務者数が増加している。理由については推測が一部入るが、近年続いている物価高騰に対応するため一般企業の賃上げが大きく上昇したこと。また、年金額も上昇傾向であることに加えて定年延長による高齢者層の就業割合が増加したことが、増加要因として考えられる。次に、法人市民税については、大手企業のうち数社の令和5年度の業績が好調に推移したことが増加要因として考えられる。次に、固定資産税については増加要因が2つある。1つ目が、令和6年度はJRの大竹駅舎・民間美術館・大手ドラッグストア・大手企業の新築事務所など、大型施設の家屋評価が増えたことである。2つ目が、大手企業の設備投資によって償却資産が増加したことである。最後に、都市計画税については土地や家屋の課税に比例するため、固定資産税の増加要因1つ目と同様の理由で増額した」との答弁がございました。

次に、「4款衛生費の予防接種健康被害給付費で、新型コロナウイルスワクチン接種により健康被害認定者がいるのか伺う。また、健康被害認定者がいる場合の対応について伺う」との質疑に対しまして、「現在のところ新型コロナウイルスワクチン接種で健康被害に認定された方は3名いる。認定された方は、受診に係る医療費と医療を受診したことに対する医療手当について給付する。また、障害年金が該当する方については年金を給付する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を一括採決いたします。

本11件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本11件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本11件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 3 ～日程第 2 9 〔一括上程〕

- 議案第 1 4 号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 1 8 号 大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 1 9 号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 大竹市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 2 2 号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第 2 9 号 介護報酬返還金に係る債権の放棄について
- 議案第 3 0 号 工事施行協定の締結について
- 議案第 3 3 号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第 3 5 号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第 3 7 号 令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 8 号 令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 9 号 令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 0 号 令和 6 年度大竹市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（北地範久） 日程第13、議案第14号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理についてから、日程第29、議案第40号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）に至る17件を一括して議題といたします。

本17件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和 7 年 3 月 3 日、第 1 回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                                                     | 審査の結果   |
|--------|---------------------------------------------------------|---------|
| 議案第14号 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について | 原 案 可 決 |
| 議案第18号 | 大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について                               | 原 案 可 決 |
| 議案第19号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                 | 原 案 可 決 |
| 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について         | 原 案 可 決 |
| 議案第21号 | 大竹市こども医療費助成条例の一部改正について                                  | 原 案 可 決 |
| 議案第22号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                    | 原 案 可 決 |
| 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について        | 原 案 可 決 |
| 議案第24号 | 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について                | 原 案 可 決 |
| 議案第25号 | 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について                               | 原 案 可 決 |
| 議案第29号 | 介護報酬返還金に係る債権の放棄について                                     | 原 案 可 決 |
| 議案第30号 | 工事施行協定の締結について                                           | 原 案 可 決 |
| 議案第33号 | 大竹市駐車場の指定管理者の指定について                                     | 原 案 可 決 |
| 議案第35号 | 市道路線の廃止及び認定について                                         | 原 案 可 決 |
| 議案第37号 | 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                             | 原 案 可 決 |

|        |                              |      |
|--------|------------------------------|------|
| 議案第38号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）    | 原案可決 |
| 議案第39号 | 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |
| 議案第40号 | 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）     | 原案可決 |

令和7年3月4日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、3月3日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案17件につきまして、3月4日に委員会を開催し審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第14号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号工事施行協定の締結についてでございますが、本件では、まず、「城山陸橋の補修工事について、今回改修を行うことでどの程度延命化されるのか伺う」との質疑に対しまして、「橋梁の機能に支障が生じる状態になれば架け替え等も検討していく必要があるが、そのような状態にならないよう予防保全の観点で定期点検を行い、適切な時期に適切な方法で必要な補修を行うことで橋梁の健全性を保ちたいと考えている。今回、橋梁全体の補修及び塗り替えを行うが、耐候性を有する重防食塗装を実施する予定であり、橋梁の期待耐用年数は40年となっている。なお、橋梁路面の舗装も実施する予定であり、その部分の期待耐用年数は20年である。環境や設置場所により耐用年数が大きく異なるため、一概に40年間修繕等が必要なくなるということではなく、適切な補修を実施していく必要があると考えている」との答弁がございました。

次に、「工事期間は長期間と考えられるが、陸橋を通行できない期間があるのか。また、陸橋が小方北児童公園とつながっているが、この公園も使用できない期間があるのか伺う」との質疑に対しまして、「通行止めの時期や期間は現在不明である。施工業者が決まり実施工程が決まれば、通行止めについて事前に関係自治会に周知を図っていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本件では1人の委員から質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市こども医療費助成条例の一部改正についてでございますが、本件では、「改正後の受給手続について申請方法等の変更があるのか、また、その周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「現在、こども医療受給者証を所持している場合は特に申請手続等の必要はなく、従前どおりである。ひとり親家庭等医療または重度心身障害者医療受給者証を所持するゼロ歳から18歳までの方は新たにこども医療受給者証の交付対象となるため、令和7年10月の改正に間に合うよう対象者に申請書を送付し、手続をしてもらう予定である」との答弁がございました。

次に、「無償化により医療サービスの利用が増加すること、医療従事者の負担が増えること、待ち時間が長くなることなどの懸念事項に対する市の考えを伺う」との質疑に対しまして、「現在実施している事項として、まず医療サービスの増加に対し、こども医療に限らず急な病気で救急車を呼ぶか病院を受診するか迷った場合の対応として、救急相談センター＃7119を案内している。また、市ホームページや福祉医療受給者への通知文に医療の適正受診について記載し、呼びかけを行っている」との答弁がございました。

次に、「受診者が増え、医療機関の負担が増える事が懸念される。医師会との合意形成などを行っているのか」との質疑に対しまして、「制度実施に関する懸念等について医師会の理事会から様々な意見をいただいているが、適正受診の勧奨を含め注意喚起を行うということでした承してもらっている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「賦課限度額を引き上げられた場合、一般的には高所得者の負担が増え、低所得者の負担が減ると考えられる。改正後は後期高齢者支援金分も引き上げられるが、どの程度国民健康保険財政に影響を与えるのか伺う」との質疑に対しまして、「国民健康保険制度では保険料は負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益とのバランスや円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度額が設けられている。保険料の賦課限度額は被用者保険とのバランスを考慮し、国民健康保険世帯全体に占める賦課限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げる考え方が示されて

いる。賦課限度額の引上げは高所得者層に一定の負担を求めるため、その分、中・低所得者層の負担が緩和されることとなるが、このこと自体が国民健康保険財政に影響を与えるわけではなく、後期高齢者支援金分についても同様である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市休日診療所設置および管理条例の一部改正についてでございますが、本件では「診察時間を変更して対応した日数がどの程度あるのか。また、その場合の対応の流れを伺う」との質疑に対しまして、「令和6年度の年末年始、12月29日から1月3日の6日間、診療時間を超えて診療した。5時までに電話により連絡があり、受付をした者全てを順次診療して対応した」との答弁がございました。

次に、「今後、市長が特に必要があると認めたときには延長ができるため、増加傾向が見られる場合、事前に変更の周知を行うことを予定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「流行状況の予測ができず難しい面もあるが、医療従事者と相談しながら、増加傾向が見られる場合には診療時間の変更を事前に周知できるよう努めたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第39号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第38号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号介護報酬返還金に係る債権の放棄についてでございますが、本件では「債務者の生存確認等を行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「戸籍謄本を取得し生存を確認しているが、住所地に居住しておらず、郵送した郵便物等が宛所なしで返送されている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号大竹市駐車場の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「指定管理者は神奈川県業者であり非常に遠方だが、トラブルが生じた際は地元の業者がコールセンター業務などを受託し対応できるのか伺う」との質疑に対しまして、「コールセンターを設けており、岩国市から駆けつけて対応することが可能である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案17件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） 発言許可、ありがとうございました。

議案第30号工事施行協定の締結について、城山陸橋の補修に関して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年度に補修が必要になった広島県大竹市小方の城山陸橋ですが、地元自治会との話し合いもされながら補修が2回延期になってしまったという経緯もあります。亀居公園側の階段が2か所ありますが、地元の方々の存続を望む声も大きく、残していただけたとのこと。

また、\*\*\*\*\*。仮にあの城山陸橋がなければ地元の方々は回り道をして行き来しなければならず、とても不便を来してしまいます。

補修が必要となった時点で即座に補修をすべきだったとは私自身感じておりますが、今回の補正予算を組み、J R との協定締結もして、この補修事業は止めてはいけないものと考えます。事業が予定案どおりいくことを願います。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本17件を一括採決いたします。

本17件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本17件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本17件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 0 議案第 4 1 号 大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第 3 0、議案第41号大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営副委員長、日域究議員。

〔議会運営副委員長 日域究 登壇〕

○議会運営副委員長（日域 究） それでは、議案第41号大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により引用する条項にずれが生じるため、当該条項を改めるものでございます。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑法に規定されている懲役や禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたため、これらの字句を規定している本条例の一部を改正しようとするものでございます。

最後に附則でございますが、第 1 項で施行日について、第 2 項で罰則の適用に関する経過措置を規定しています。

以上で、議案第41号大竹市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月24日までの13日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

御通知いたします。この後11時から正副委員長互選などのため、第1委員会室において予算特別委員会を開催いたします。また、3月25日の本会議は午前10時に開会いたします。

別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

10時40分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月11日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 域 究